

岐阜県ファンクラブおもてなし事業実施要綱

第1 総則

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県ファンクラブ会員に対するサービス等の提供及びほっと岐阜おもてなし施設（以下「おもてなし施設」という）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) おもてなし事業 岐阜県ファンクラブの加入者（以下「会員」という。）が、おもてなし施設で会員証を提示した場合に特典が受けられる、岐阜県のファンをおもてなしする仕組みをいう。
- (2) 会員証 県が会員に対して交付するカード型の証明書（様式第1号）をいう。
- (3) おもてなし施設 おもてなし事業の趣旨に賛同し、会員証を提示した会員に対して特典を提供するとして第6条の規定により登録された施設又は店舗等。
- (4) 施設用ステッカー 県がおもてなし施設に対して交付する、おもてなし施設の店頭等に掲示するステッカー及びレジ等に掲示するステッカーをいう。
- (5) 特典 おもてなし施設において会員証を提示した会員に提供する、利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等を始めとした各種サービスをいう。

第2 県及びおもてなし施設の役割について

(県の責務)

第3条 県は、おもてなし事業の趣旨を広く周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次の各項に定めることを行う。

- (1) 会員証の作成及び交付
- (2) おもてなし施設一覧の作成及び配布
- (3) 施設用ステッカーの作成及び交付
- (4) 当事業に関する情報提供及び広報
- (5) 当事業の運営及びその見直しに関すること
- (6) その他、当事業を推進するために必要なこと

(おもてなし施設の役割)

第4条 おもてなし施設は、岐阜県ファンクラブに関する情報等を広く提供するとともに、会員証を提示した会員に対して特典を提供する。

- 2 おもてなし施設は、提供する特典の内容及び提供条件を施設用ステッカーに記入し、店頭及びレジ等に掲示するものとする。
- 3 おもてなし施設は会員証に加えて、本人であることを確認できる資料又は特典

の提供条件を満たすことを確認できる資料の提示を会員に求めることができる。

第3 おもてなし施設の参加登録について

(おもてなし施設の参加登録基準等)

第5条 おもてなし施設は、岐阜県ファンクラブ事業の趣旨に賛同し、岐阜県へ行ってみたい人、住んでみたい人の増加を促進するために、岐阜県ファンクラブに関する情報等を広く提供するとともに、自主的に特典を提供することができるものでなければならない。

2 おもてなし施設は、下表に掲げる区分に分類される業種とし、原則として総務省が定める日本標準産業分類に基づき区分ごとに対象業種を分類する。なお、おもてなし施設の参加基準に関して必要な事項は、本条のほか、別途定める登録基準による。

区分	区分別対象業種
(1) 買う	卸売業、小売業
(2) 食べる	飲食サービス業
(3) 学ぶ・見学する	社会教育・学習支援業
(4) 遊ぶ	娯楽業
(5) 泊まる	宿泊業
(6) 温まる	浴場業
(7) その他の店舗	その他生活関連サービス業、医療、物品賃貸業、金融業等

(参加申込及び登録)

第6条 おもてなし事業に参加を希望する施設及び店舗等は、登録申請書(様式第2号)を県に提出するものとする。

2 県は、前項の規定による申請を受けたときは、申請内容を審査して適当と認められる場合は、おもてなし施設として登録し、施設用ステッカーを申請者に交付する。また、登録したおもてなし施設の名称、所在地、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス、ホームページアドレス、営業時間、定休日、紹介コメント、特典提供開始時期、特典内容及び提供に係る条件を県ホームページ等に公表するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 おもてなし施設は、名称、所在地、特典等の登録内容を変更する場合は、原則として変更年月日の1カ月前までに変更届出書(様式第3号)を、県に提出しなければならない。

(参加の中止等)

第8条 おもてなし施設は、おもてなし事業への参加を中止する場合は、原則として1カ月前までに参加中止届出書(様式第4号)を県へ提出しなければならない。

2 県は、おもてなし施設から前項の届出があった場合は、おもてなし施設の名称、住所、参加登録取消日を県ホームページ等で公表する。

(参加の取り消し)

第9条 前条の規定に関わらず、県は、おもてなし施設が第5条に定める基準に適合しないと知ったときは、予告することなく登録を取り消すことができる。

第4 その他

(デザインの使用)

第10条 会員証及び施設用ステッカーのデザイン(以下「会員証等デザイン」という。)の使用については、次の各号のとおりとする。

(1) 次に掲げる場合は、会員証等デザインを使用することができる。ただし、いずれの場合も会員証等デザインを改変してはならない。

ア 国又は地方公共団体が使用するとき。

イ おもてなし施設を営む者及びその属する公共的団体が、おもてなし施設に関する広告や岐阜県ファンクラブ事業に関するキャンペーン等の目的で使用する場合。

ウ 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合。

(2) 前号の場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、会員証等デザインを使用することができない。

ア 県又は岐阜県ファンクラブのイメージを損なうおそれがあるもの

イ 法令又は公序良俗に反するおそれがあるもの

ウ 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とするもの

エ 会員証等デザインを商品化することを目的とするもの

オ その他、県が不適切と認めるもの

(3) 会員証等デザインの使用料は、無償とする。

(4) 県は、会員証等デザインの使用が本条の規定に違反していると認められるときは、その使用を中止させることができる。なお、使用中により生じたいかなる損害についても、県は補償しない。

(保証の否認及び免責)

第11条 おもてなし事業に関連して会員と第三者(おもてなし施設を含む)との間において生じた取引、連絡、紛争等については、当県の責めに帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、当県は一切の責任を負わない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、おもてなし事業の運営に関し必要な事項は、県が定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から適用する。

会員証

(表面)

顔と顔 人と人 心と心 がつながる — gifu prefecture fan club

岐阜県ファンクラブ 会員証

氏名 _____

有効期限 年 月 日



清流の国ぎふ

(裏面)

岐阜県ファンクラブ
会員限定優待サービス実施店

ほっと岐阜おもてなし施設

会員限定の優待サービスを受けることができます。
詳しくは、ホームページをご確認ください！

URL: http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/npo-tiiki/gifu-funclub/c11122/index_16494.html



ミナモト

備考

- ・用紙は美濃和紙を使用。
- ・大きさは 91mm×55mm。